

仙台市高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 のあらまし

平成30(2018)年度～平成32(2020)年度



目次

第1章	計画策定の趣旨と位置づけ	1
第2章	高齢者を取り巻く現状と課題	1
第3章	基本目標・施策の体系	3
第4章	高齢者保健福祉施策の推進	4
第5章	介護給付対象サービス等の量の見込みとその確保策	8
第6章	介護保険事業の円滑な運営に関する方策	10
第7章	介護保険事業に係る費用の見込み	11

仙台市

第1章 計画策定の趣旨と位置づけ

1 計画策定の趣旨

高齢化が急速に進展する中、団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)に向けて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムが求められています。

本市では、平成27年3月に、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者保健福祉施策の充実と介護保険事業の円滑な運営に努めてきました。この計画は、事業の達成状況を点検・評価しながら、3年ごとに見直しを行うこととしています。

今回の見直しにおいては、これまでの取り組みを基礎としながら、地域ごとに高齢化の態様や地域の状況・課題が異なることを踏まえ、それぞれの地域にふさわしい地域包括ケアシステムの実現に向け、各種施策の展開を図るための計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本市では、平成23年3月に「仙台市基本構想」を定め、21世紀半ばに向けて仙台が目指す都市の姿の一つとして「支え合う健やかな共生の都」を掲げています。また、この基本構想に掲げる都市像を実現するために取り組むべき施策を体系的に示す長期計画として「仙台市基本計画」を策定しました。

「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、「仙台市基本計画」を踏まえ、仙台市地域保健福祉計画など関連する他の本市計画と連携の上、高齢者の保健福祉を総合的に推進するための計画です。

3 計画の期間

計画期間は、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間で、介護保険事業計画としては第7期となります。

計画期間3年目の平成32(2020)年度中に、次期計画を策定します。

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

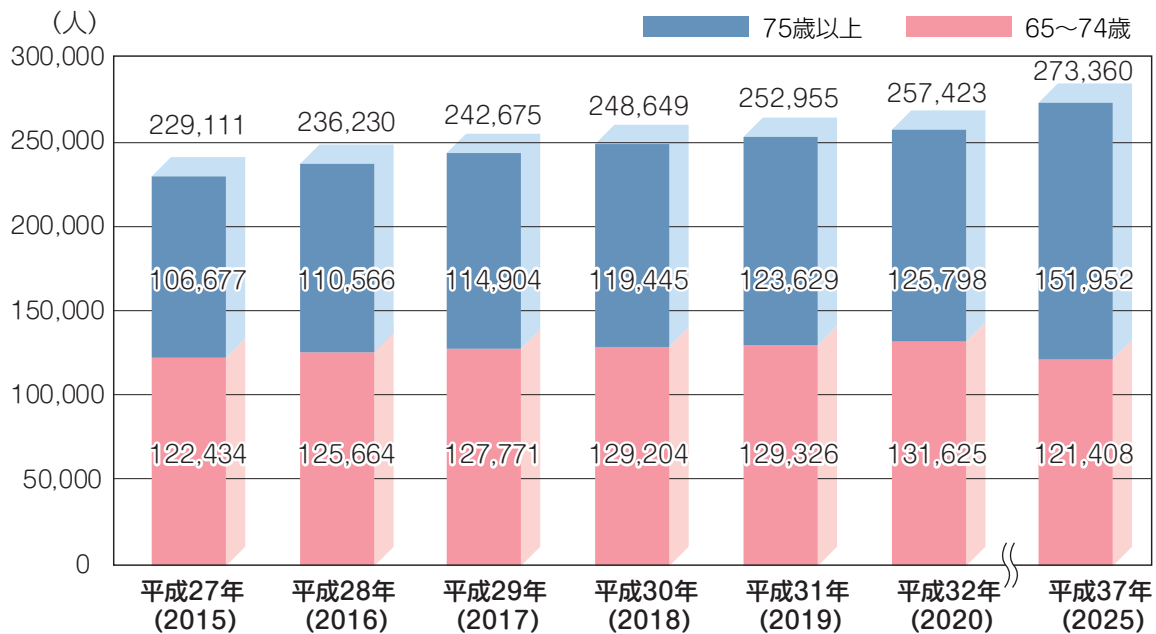
1 高齢化の一層の進展

本市の第1号被保険者数(65歳以上の方の人数)は、平成29年10月1日現在242,675人(総人口に占める割合は22.9%)です。このうち65~74歳までの前期高齢者が52.7%、75歳以上の後期高齢者が47.3%となっています。

本計画期間中には、さらに後期高齢者の割合が増加し、平成32(2020)年には、65歳以上の方257,423人のうち後期高齢者は125,798人、48.9%に達するものと見込んでいます。

さらに、平成37(2025)年には、65歳以上の方が、273,360人になるものと見込んでいます。このうち、前期高齢者は44.4%、後期高齢者は55.6%と後期高齢者が大きく増加するものと見込んでいます。

第1号被保険者数の推移



*平成29年までは実績(各年10月1日)、平成30年以降は推計

2 高齢者保健福祉施策を推進していく上での課題

(1)健康づくり・介護予防に取り組みやすい環境づくり

高齢化がさらに進む中で、健康寿命の延伸や生活の質(QOL)を維持・向上することがますます重要となっており、健康づくり・介護予防により取り組みやすい環境づくりが求められます。

(2)高齢者の活躍の機会の充実

地域や社会における高齢者の役割への期待が高まる中で、地域や社会との関わりを持てる多様な活動の機会の確保が求められており、高齢者の知識や経験を生かして活躍できる場の充実が必要です。

(3)在宅生活を支える生活支援サービスの充実・住まいの確保

日常生活上の支援が必要になっても地域で暮らし続けられるよう、高齢者や介護する家族への支援として、介護保険サービスに加え、在宅生活を支えるサービスの提供や、多様なニーズに対応した住まいの確保などの取り組みを進めていく必要があります。

(4)支え合いの体制づくり

高齢者が地域で安心して暮らしていくためには、地域団体や住民等による支援のすそ野を広げるとともに、医療・介護分野をはじめとする専門職や行政、地域包括支援センターなどさまざまな機関等が連携し、地域の特性や実情に応じた支え合いの体制づくりを進めていくことが重要です。

(5)認知症の人と家族への支援

認知症の人や家族の視点を重視し、さまざまな施策へ参画や提言ができる仕組みを整えるとともに、正しい知識の普及啓発を進め、地域で認知症の人や家族を支える取り組みが求められます。

(6)介護サービス基盤の整備

高齢者や介護者のニーズを踏まえるとともに、国の制度改正にも対応しながら、必要な介護サービス基盤を整備し、質を確保することが求められています。

(7)介護人材の確保・育成

介護人材の不足が懸念される中で、認知症や医療連携など複合的な介護ニーズへの対応も求められていることから、人材の確保と質の向上に向けた取り組みが今後ますます必要となっていきます。

第3章 基本目標・施策の体系

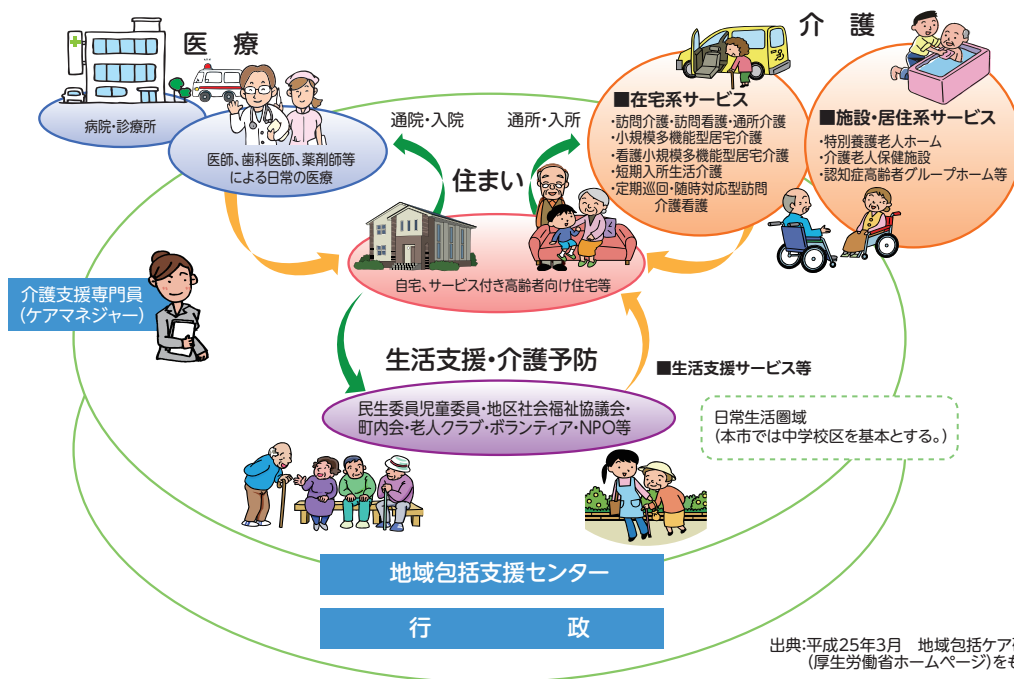
1 基本目標

高齢者がその尊厳を保ち、健康で生きがいを感じながら、社会を支え続けるとともに、支援が必要になっても地域で安心して暮らすことができる社会の実現を目指します

※下線部：本市が目指す地域包括ケアシステム

《地域包括ケアシステムについて》

急速に社会全体の高齢化が進行していく中で、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年に向けて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムが求められています。



施策の体系

【方向1】 健康で生きがいを感じながら活躍し続けられるために

[施策1] 健康と元気でいられる環境づくり

[施策2] 知識・経験や能力を生かして活躍し続けられる機会の充実

【方向2】 住み慣れた地域で暮らし続けることができるために

[施策3] 必要な支援を得ながら自立した生活を続けられる体制づくり

[施策4] 地域の資源やつながり、専門職の連携を生かした地域の支え合いへの支援

[施策5] 認知症の人が安心して暮らせるまちづくり

【方向3】 介護サービス基盤が充実し、それを支える人材が確保されるために

[施策6] 介護サービス基盤の整備

[施策7] 高度化する介護ニーズへ対応できる人材の確保

第4章 高齢者保健福祉施策の推進

高齢者保健福祉施策を推進していく上での課題を踏まえ、基本目標の実現（本市が目指す地域包括ケアシステムの構築・推進）に向け、次の「3つの基本的な方向」のもと「7つの施策」を設定し、取り組んでいきます。

【方向1】 健康で生きがいを感じながら活躍し続けられるために

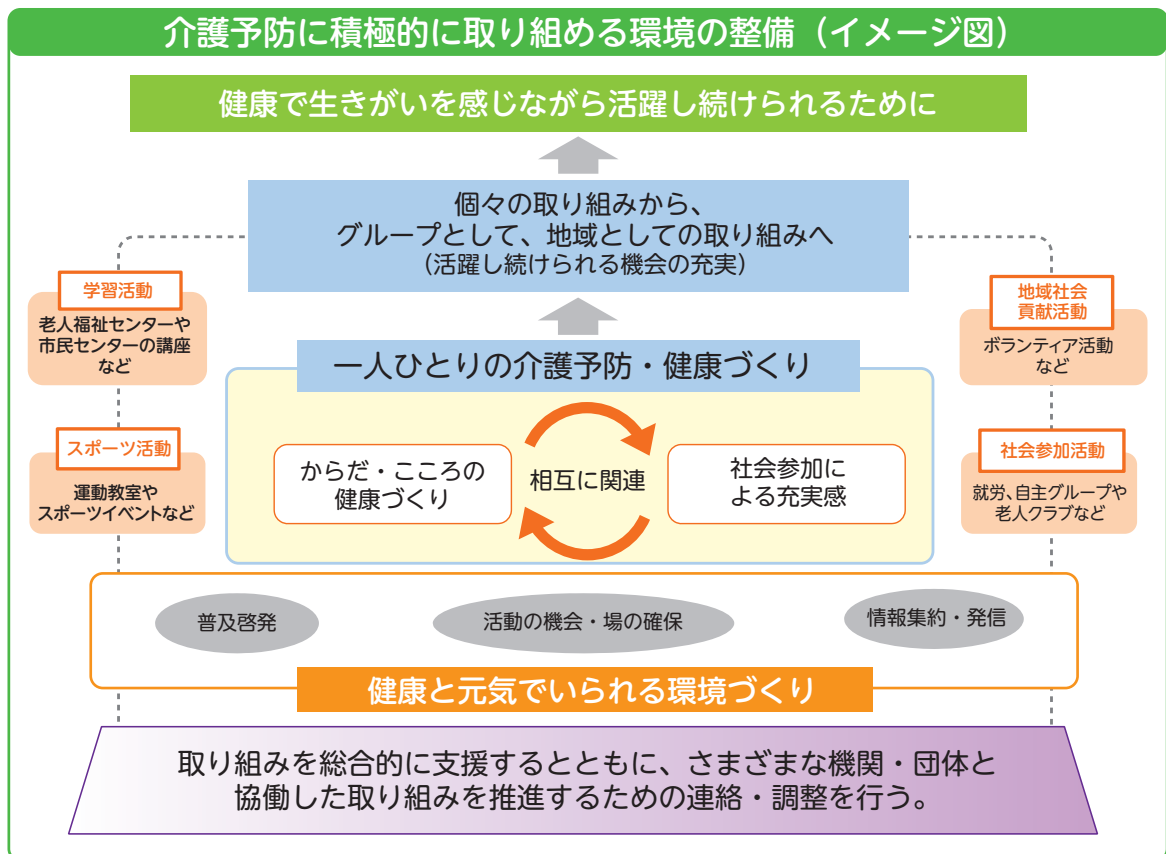
【施策1】 健康と元気でいられる環境づくり

高齢になっても心身ともに健康で生きがいを感じながら生活できるよう、介護予防・健康づくりに積極的に取り組むことのできる環境の整備を進めます。

(1) 介護予防に積極的に取り組める環境の整備

- ①一人ひとりの介護予防・健康づくりの取り組み
 - (ア) からだの健康づくり
 - (イ) こころの健康づくり
- ②地域での介護予防の取り組みを推進するための環境づくり

(2) スポーツ活動支援



【施策2】 知識・経験や能力を生かして活躍し続けられる機会の充実

高齢者が知識や経験、能力を生かして活躍し続けられるよう、多様化する高齢者の価値観や状況を踏まえ、多彩な学びの機会の提供のほか、就労の機会の確保、地域の支え合い活動やボランティア活動などの社会参加、生きがいづくりに対する支援などを進め、高齢者の活動機会の充実を図ります。

(1) 多彩な生涯学習の展開

- ①学習機会の提供
- ②文化活動支援

(2) 社会参加活動の促進

- ① 社会参加活動の促進
- ② 社会参加活動促進のための環境整備
- ③ 外出支援

【方向2】 住み慣れた地域で暮らし続けることができるために

【施策3】 必要な支援を得ながら自立した生活を続けられる体制づくり

日常生活上の支援が必要になっても安心して暮らし続けることができるよう、生活を支援する多様なサービスを提供していくほか、高齢者の尊厳を保持するため、虐待防止や成年後見制度の利用促進などの権利擁護の取り組みを進めます。

また、高齢者一人ひとりがその生活状況に応じた暮らしを生涯にわたって続けることができるよう、居住環境の整備に取り組みます。

(1) 多様な生活支援サービスを提供する体制づくり

- ① 在宅生活を支える多様な支援
 - (ア) 高齢者に対する支援
 - (イ) 介護家族への支援
 - (ウ) 相談・支援体制の整備
- ② 安心できる暮らしの確保
 - (ア) 災害対応力の強化
 - (イ) 消費者被害防止・交通事故防止に向けた啓発等

(2) 高齢者の虐待防止と権利擁護の推進

- ① 高齢者虐待の防止
- ② 高齢者の権利擁護

(3) 高齢者の居住環境の整備

- ① 多様な住まいと居住環境の整備
- ② 住まいの選択・確保の支援

【施策4】 地域の資源やつながり、専門職の連携を生かした地域の支え合いへの支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続することができるよう、地域における支え合いの機運醸成に取り組むとともに、地域の資源やつながりを生かした支え合いの活動の担い手育成や活動の充実に向けた支援を進めます。

また、地域包括ケアシステムを構築するうえで中核としての役割を担う地域包括支援センターによる支援の充実とともに、医療や介護などをはじめとするさまざまな専門職や関係機関等の連携強化を図ります。

(1) 地域の見守りや支え合い活動の充実に向けた支援

- ① 地域支え合いの機運の醸成と担い手の育成
 - (ア) 地域支え合いの機運の醸成
 - (イ) 地域支え合いの担い手の育成

②地域支え合い推進のための体制整備と活動に対する支援の充実

(ア)地域で高齢者を見守る体制づくり

(イ)地域支え合い活動に対する支援の充実

(2) 専門職の力を生かした高齢者の在宅生活の支援

①地域ケア会議を通じた連携強化

②在宅医療・介護連携の強化

(ア)地域の医療・介護の資源の把握と共有

(イ)在宅医療・介護関係者及び関係機関の連携

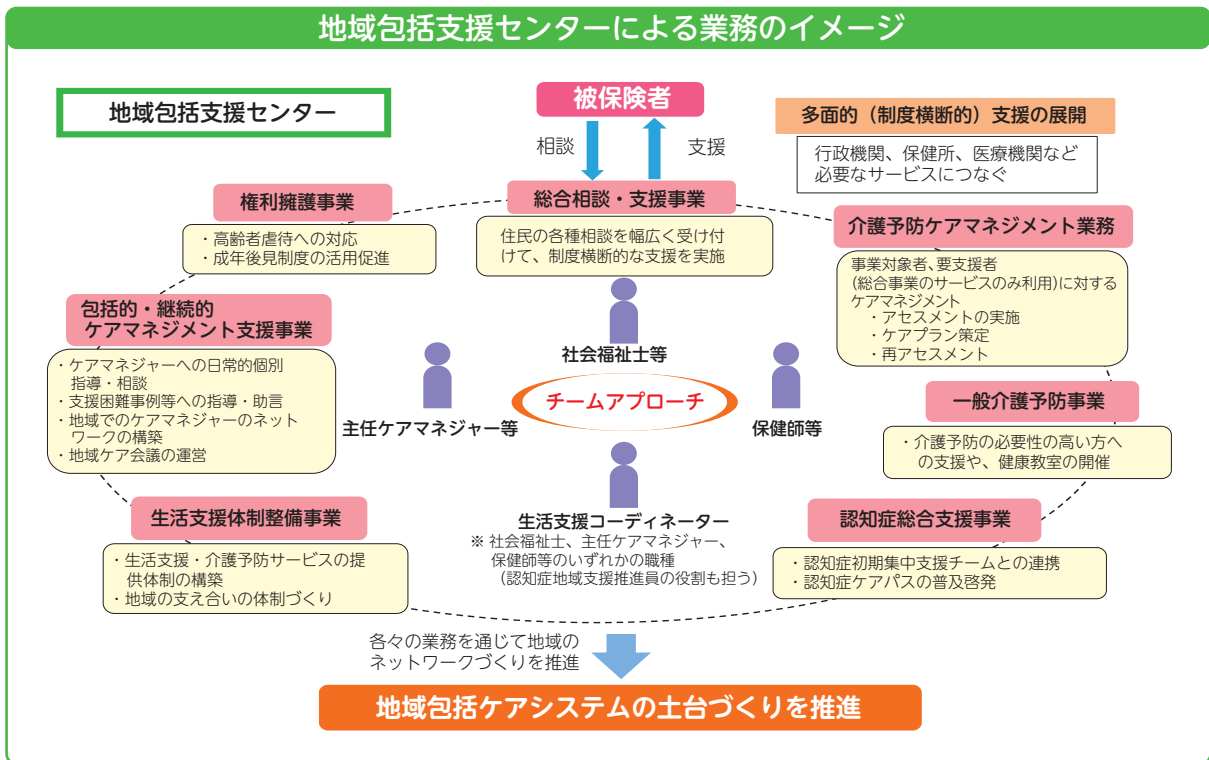
(ウ)在宅医療・介護に関する研修の実施

(エ)市民への普及・啓発

(3) 地域包括支援センターによる支援の充実

①地域包括支援センターの取り組みの推進

②地域包括支援センターへの支援の充実



[施策5] 認知症の人が安心して暮らせるまちづくり

認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人や家族目線での支援の充実に取り組みます。

また、医療・介護専門職の人材育成と連携強化を図るとともに、地域における認知症に対する理解を広め、認知症の人や家族を支える体制づくりを進めます。

(1) 認知症の人や家族の視点に立った支援の充実

(2) 医療・介護専門職等の人材育成と連携強化

①医療職の認知症対応力向上

②介護職等の質の向上

③早期発見・早期対応の推進

(3) 認知症に対する理解と地域での支え合いの促進

【方向3】 介護サービス基盤が充実し、それを支える人材が確保されるために

【施策6】 介護サービス基盤の整備

高齢者が適切な介護サービスを受け、高齢者を支える家族も仕事や育児などと介護を両立できるように、サービスの質の確保を図りつつ、日常生活圏域におけるサービス基盤の整備を進めます。とりわけ、認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービス及び特別養護老人ホームなどの施設サービスについては、地域の状況を踏まえつつ、計画的な整備に努めます。

(1) 介護サービス基盤の整備

計画期間(平成30(2018)～32(2020)年度)内の整備量の目標は、次のとおりです。

*数字は選定ベースによる

● 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	850人分*整備
● 介護老人保健施設	100人分整備
● 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	180人分整備
● 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所	12事業所整備
● 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）	300人分整備

※第7期(平成30(2018)年度～平成32(2020)年度)の整備量には、第6期(平成27年度～平成29年度)中に選定した前倒し分(180人分)を含みます。

整備にあたっては、毎年度入居ニーズや介護人材の確保状況を十分に勘案し、各年度の必要数を定めつつ進めます。

また、特別養護老人ホーム併設短期入所生活介護(ショートステイ)からの転換や既存施設の増床といった既存施設の活用を最大限考慮した整備手法を検討します。

【施策7】 高度化する介護ニーズへ対応できる人材の確保

将来にわたって介護人材が確保され、サービスが安定的に提供されるよう、関係機関や団体などと連携した積極的な人材確保のための取り組みや、質の高いサービスを提供できる人材の育成支援を進めます。

また、介護従事者の負担軽減に向け、ICTの活用支援などの取り組みを進めます。

(1) サービスを担う人材の確保

- ① 職員の処遇改善、職場環境の向上に向けた取り組みの推進
- ② 事業者の介護人材確保に向けた取り組みの推進
- ③ 若い世代の職業意識の醸成
- ④ 介護に関する専門知識・技能の習得に向けた支援
- ⑤ 有資格者への働き掛け
- ⑥ 介護従事者の負担軽減等

(2) 質の高いサービスを提供できる人材の確保

- ① 介護人材の資質向上
- ② キャリアパスの確立

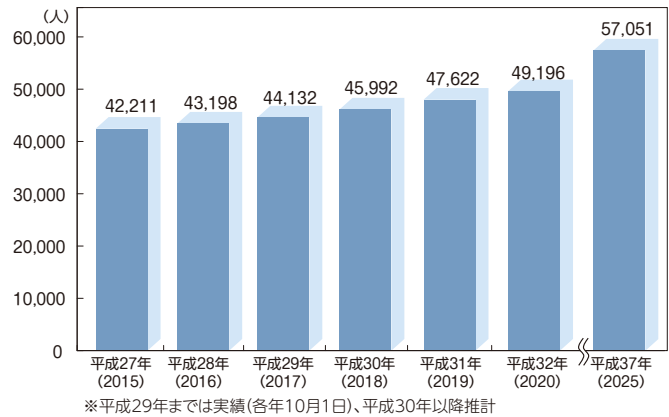
第5章 介護給付対象サービス等の量の見込みとその確保策

1 要介護等認定者数の推移

本市の要介護等認定者数(要支援認定者及び要介護認定者の合計数)は、平成29年10月1日現在、44,132人です。

今後の要介護等認定者数の推移について、本計画ではこれまでの出現率の状況、後期高齢者の増加などを考慮し、計画の最終年となる平成32(2020)年には約4万9千人に増加すると見込んでいます。

仙台市の要介護等認定者数の推計



2 各年度におけるサービスの種類ごとの見込量とその確保策

第6期計画期間(平成27年度～平成29年度)の給付実績を基本とし、それぞれのサービス種類ごとに、要介護度別の利用状況や利用者数の増減などを分析したうえで、計画期間の各年度における要介護等認定者数の推計値等をもとに利用量を推計しています。また、施設整備の状況により利用量が変動するサービス(施設サービス、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護等)については、上記による分析に加え、今後の整備見込みによる定員数等を勘案して推計しています。

【各年度の主な介護サービス(介護予防サービス含む)の種類ごとの量の見込み】

	平成28年度 (2016)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
1 居宅サービス等				
訪問介護*	(回/年) 1,961,676	1,777,052	1,845,533	1,911,865
訪問看護	(回/年) 250,839	267,682	277,615	287,314
通所介護*	(回/年) 980,374	724,844	752,279	778,784
短期入所生活介護	(日/年) 423,204	457,486	475,175	491,955
福祉用具貸与	(人/月) 12,996	13,824	14,327	14,810
住宅改修	(件/年) 2,735	2,916	3,024	3,120
居宅介護支援*	(人/月) 26,375	22,768	23,591	24,386
2 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/月) 161	229	250	268
小規模多機能型居宅介護	(人/月) 694	809	858	901
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	(人/月) 1,582	1,917	1,926	1,987
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人/月) 340	397	397	425
看護小規模多機能型居宅介護	(人/月) 70	212	263	366
地域密着型通所介護	(回/年) 316,656	340,002	352,966	365,436
3 施設サービス				
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	(人/月) 3,026	3,684	3,997	4,198
介護老人保健施設	(人/月) 2,648	3,031	3,201	3,201
介護医療院、介護療養型医療施設	(人/月) 45	0	0	0

*「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」、「介護予防支援の一部」については、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)へ移行しています。

※平成28年度は実績、平成30年度以降は推計

<見込量確保のための基本的な考え方(主なもの)>

- 利用者が身近な地域で必要なサービスを利用することができるよう、日常生活圏域を基本に、地域バランスや既存の介護サービスなど地域の状況も考慮して介護サービス基盤の整備を図ります。
- 必要とするサービスの量を確保することはもちろんのこと、提供されるサービスの質についても十分な水準を確保する必要があります。こうした観点から、事業者への指導を行うことや事業者自らがサービスの質の向上に取り組めるような環境の醸成に努めます。
- 地域密着型サービスの事業者の指定にあたっては、サービス創設の趣旨を踏まえ、認知症高齢者の増加等に対応し着実なサービス供給を進めるとともに、サービスの質の確保を図る観点から、手続きの公平、公正性を確保しつつ、人材確保やサービス向上についての創意工夫なども評価し、適切に審査を行っていきます。

3 各年度における地域支援事業の量の見込みとその確保策

第6期計画期間(平成27年度～平成29年度)の実績を基本とし、同程度または計画期間の各年度における被保険者数及び要介護等認定者数の推計値等をもとに、推計しています。

【各年度の主な地域支援事業の量の見込み】

		平成28年度 (2016)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
1 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)					
①訪問介護型サービス・生活支援訪問型サービス*1	(回/年)		312,301	321,633	330,794
②通所介護型サービス・生活支援通所型サービス*1	(回/年)		322,204	331,827	341,273
③通所型短期集中予防サービス(元気応援教室)	(人/年)	534	410	440	470
④介護予防教室	(回/年)	1,030	1,040	1,040	1,040
2 包括的支援事業					
①地域包括支援センター	(所/年)	50	52	52	52
②地域ケア会議	(回/年)	290	310	310	310
③認知症初期集中支援推進事業	(件/年)	59	65	70	75
3 任意事業					
①介護給付費適正化事業(介護給付費通知)*2	(件/年)	72,343	38,022	39,824	41,628
②成年後見制度利用支援事業	(件/年)	17	20	25	30
③シルバーハウジング生活援助員派遣	(回/年)	303	303	303	303
④介護用品支給事業	(件/年)	6,159	6,734	7,253	7,812
⑤食の自立支援サービス事業	(食/年)	315,171	340,117	343,518	346,953

*1 介護予防訪問介護・介護予防通所介護が平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)に移行しています。

*2 平成30年度からは「介護給付費通知」を年2回から年1回に変更しています。

※平成28年度は実績、平成30年度以降は推計

上記のほか、地域支援事業として、介護予防把握事業、地域リハビリテーション活動支援事業や介護相談員派遣事業等を実施します。

<見込量確保のための基本的な考え方(主なもの)>

- 事業の内容や地域の社会資源の状況などに応じて、行政、地域包括支援センター、事業者、ボランティア団体や地域団体などのインフォーマルなサービスの担い手等との連携により、効果的な事業実施を図ります。
- 平成30年度より地域包括支援センターを50か所から52か所に増やすとともに、高齢者人口を基準として職員を増員し、きめ細かなサービスの提供を行っていきます。

第6章 介護保険事業の円滑な運営に関する方策

1 保険料段階の設定

第1号被保険者の保険料段階は、基準額(第6段階:割合1.00)に対し、所得の低い層(第1～第5段階:市町村民税本人非課税)で軽減した分を、所得の高い層(第7段階以上:市町村民税本人課税)の負担で賄えるよう設定しています。

第7期の保険料段階については、第1号被保険者の負担能力をよりきめ細かに反映させるため、所得の高い層の段階を1段階増やし13段階で設定するほか、第10～第12段階の基準額に対する割合を変更します。(詳細は14頁参照)

- (1) 第6期の第12段階の所得区分を細分化し、新たに段階を設けます。
- (2) 第10段階から第12段階の基準額に対する割合を変更し、13段階の基準額に対する割合を設定します。

所得区分	
第6期	第7期
700万円以上の方 (第12段階)	700万円以上 1,000万円未満の方(第12段階)
	1,000万円以上の方(第13段階)

基準額に対する割合	
第10段階	1.65→1.70
第11段階	1.85→1.90
第12段階	2.00→2.10
第13段階(新設)	2.30

2 所得が低い方への対応

平成27年4月の制度改正より、第1号被保険者のうち所得が低い方を対象に、公費(国が1/2、都道府県・市町村が各1/4ずつ負担)を投入した保険料軽減措置が設けられています。

また、平成13年度から、第1号被保険者のうち生活保護世帯と同程度の生活困窮状態にあると認められる方を対象に実施している介護保険料の軽減措置については、今後国が定める公費による保険料軽減措置との整合性を図った上で、引き続き実施していきます。

3 サービスの質の確保と保険給付費の適正化

(1) サービスの質の確保・向上

- ・介護サービス事業者に対する指導監査、地域包括支援センターに対する事業評価及び指導、ケアプラン点検等の取り組み
- ・介護保険施設や居宅サービス事業所等の職員を対象とした研修会等によるスキルアップ支援
- ・介護サービス情報公表システムや、地域密着型サービス外部評価情報の利用促進

(2) 保険給付費の適正化

- ・要介護認定の適正化
- ・ケアマネジメント等の適正化
- ・サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

(3) 苦情等への対応

- ・苦情等対応マニュアルに基づく対応
- ・苦情処理に関わる宮城県国民健康保険団体連合会等の関係機関との連携
- ・介護サービス事業所への介護相談員の派遣

4 その他介護保険事業を円滑に実施するための方策

(1) サービス選択のための情報提供の充実

- ・市ホームページへの事業者リスト等の掲載
- ・介護サービス情報公表システムや介護保険地域密着型サービス外部評価情報の利用促進
- ・地域包括支援センターや民生委員児童委員など地域の身近な関係機関を通じた情報提供

(2) 介護保険制度の周知・啓発

- ・パンフレット・ホームページ等の充実
- ・市政出前講座の実施
- ・地域包括ケアシステム構築に関する地域住民への広報・啓発

第7章 介護保険事業に係る費用の見込み

1 計画期間の費用の見込み

第7期計画期間(平成30(2018)年度～平成32(2020)年度)における介護サービス見込量をもとに、介護報酬の改定等も見込んだうえで、保険料算定の基礎となる介護保険事業に要する費用の合計額を次の表のとおり算出しました。この費用は、第6期計画期間(平成27年度～平成29年度)における費用(計画値)207,369,176千円と比較すると、11.3%の増加となります。

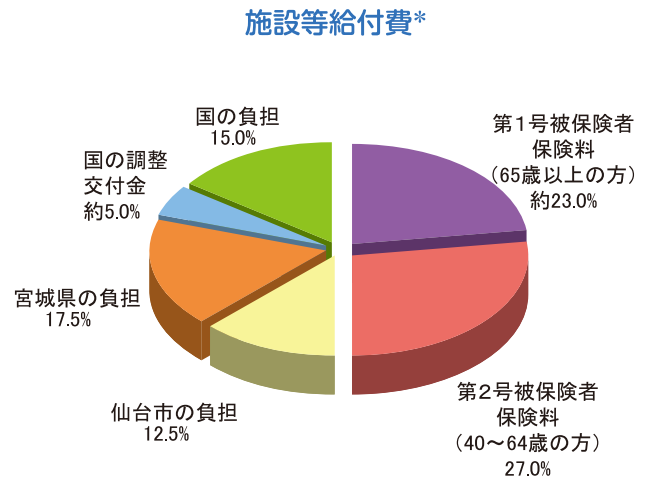
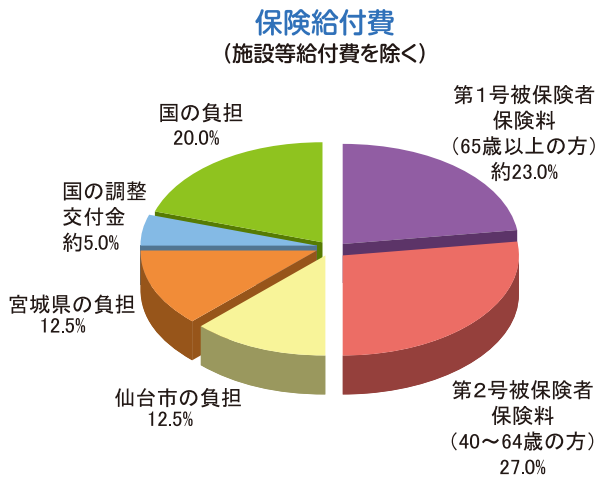
		平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	合計
保険 給 付 費	居 宅 サ ー ビ ス 等※1	29,689,846千円	31,204,079千円	32,696,700千円	93,590,625千円
	施 設 サ ー ビ ス 等※2	20,829,626千円	22,598,890千円	23,493,459千円	66,921,975千円
	地域密着型サービス※3	12,941,502千円	13,513,990千円	14,485,515千円	40,941,007千円
	高額介護サービス費等※4	3,965,859千円	4,106,302千円	4,242,266千円	12,314,427千円
	小 計	67,426,833千円	71,423,261千円	74,917,940千円	213,768,034千円
地 域 支 援 事 業※5		5,479,737千円	5,653,851千円	5,824,511千円	16,958,099千円
財政安定化基金拠出金		—	—	—	—
合 計		72,906,570千円	77,077,112千円	80,742,451千円	230,726,133千円

- ※1 「居宅サービス等」の費用は次に掲げる費用の合計額です
- ・居宅サービス(9種類)(介護予防サービスを含みます)
 - ・特定施設入居者生活介護(介護予防サービスを含みます)
 - ・特定(介護予防)福祉用具購入
 - ・(介護予防)住宅改修
 - ・居宅介護支援(介護予防支援)
- ※2 「施設サービス」の費用は、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院の合計額です
- ※3 「地域密着型サービス」の費用は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護の合計額です(介護予防サービスを含みます)
- ※4 「高額介護サービス費等」の費用は高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費、特定入所者介護(予防)サービス費、宮城県国民健康保険団体連合会への審査支払手数料の合計額です。
- ※5 「地域支援事業」の費用は、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)、包括的支援事業、任意事業の合計額です。

2 介護保険の財源構成

① 保険給付

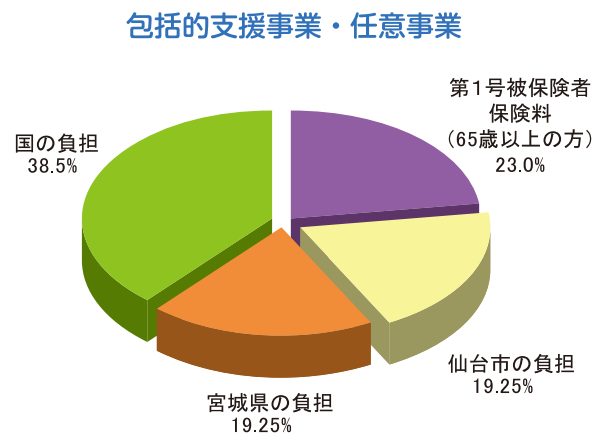
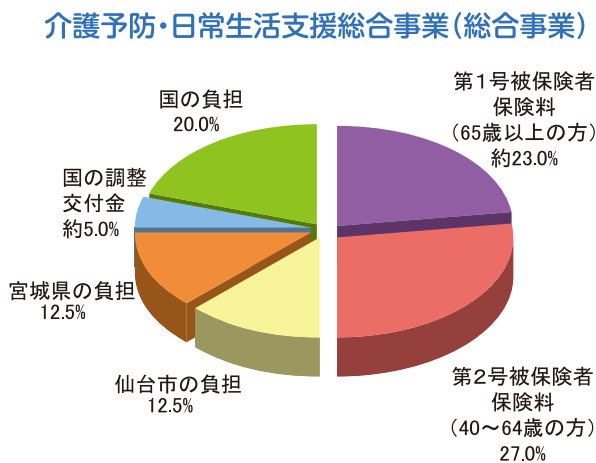
介護保険の保険給付に要する費用は、公費と保険料でそれぞれ2分の1ずつ負担する仕組みとなっています。



*介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設(介護保険の指定を受けた有料老人ホームなど)にかかる給付費

② 地域支援事業

地域支援事業に係る財源は、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)と包括的支援事業・任意事業で異なり、それぞれの財源構成は次のとおりとなっています。



3 計画期間における第1号被保険者の保険料について

(1) 保険給付費等から算出した保険料の基準額

11頁の保険給付費等を基に、10頁、第6章の1「保険料段階の設定」で保険料の基準額(月額換算)を算出すると6,283円となり、第6期計画期間(平成27年度～平成29年度 基準額は5,493円)との比較では790円、約14.4%の増となります。主な要因は、後期高齢者の増加に伴う要介護等認定者数の増加によるものです。

(2) 介護保険事業財政調整基金の活用

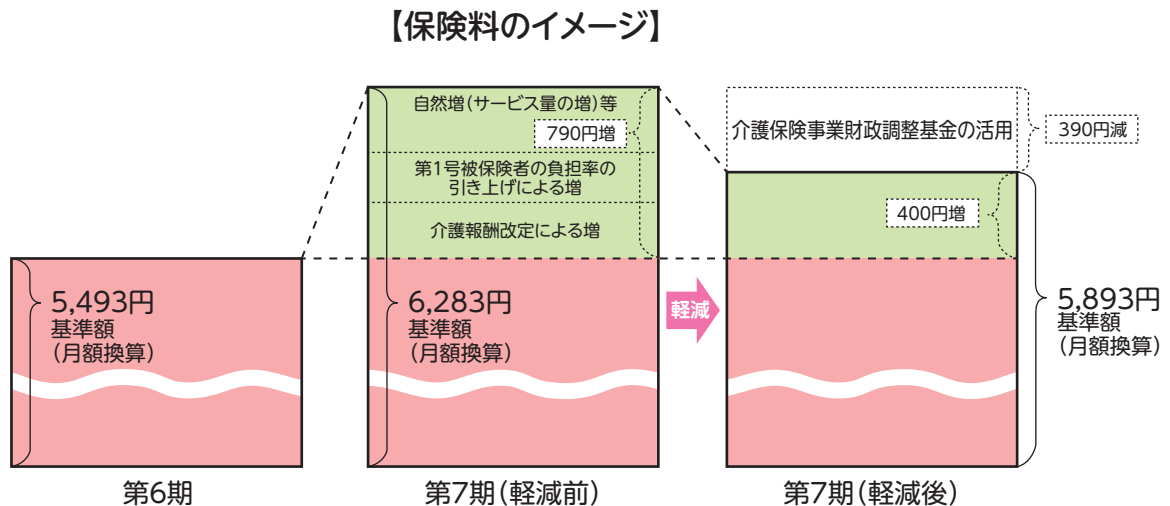
介護保険料は3年の計画期間内を通じて算定し、単年度の収支結果により剰余が生じたものを積み立て、保険給付費等が見込みを上回った場合に充当する仕組みとなっています。その剰余分を積み立てている基金が介護保険事業財政調整基金です。

第7期計画期間においては、介護保険事業財政調整基金の残高のほぼ全額にあたる35億円を活用し、保険料の上昇を抑制します。

(3) 第7期計画期間の保険料の基準額

以上により、第7期計画期間(平成30(2018)年度～平成32(2020)年度)の保険料の基準額(月額換算)は、(1)の6,283円から390円減少し、5,893円となります。これにより、第6期計画期間との比較では400円、約7.3%の増加となります。

なお、実際に納めていただく保険料額は、本人の所得や世帯の状況に応じて異なります。
(14頁参照)



保険料増額の主な要因

- 後期高齢者数の増加
- 要介護等認定者数、サービス利用者数の増加
- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、特定施設(有料老人ホーム等)などの基盤整備の充実
- 65歳以上の方(第1号被保険者)の負担率の引き上げ(約22%→約23%)

第7期計画期間(平成30(2018)年度～平成32(2020)年度)の
第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料額

※ 公費により0.5→0.45に軽減しています

区分	所得段階	対象となる方		基準額 に対する割合	年額保険料 (月額換算)
基準額より軽減される方	1	・生活保護を受けている方 ・世帯員全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方		0.45*	31,800円 (2,652円)
	2	世帯員全員が市町村民税非課税で	本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	0.45*	31,800円 (2,652円)
	3		本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超え、120万円以下の方	0.65	45,900円 (3,830円)
	4		本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が120万円を超える方	0.75	53,000円 (4,420円)
	5	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税の方がいる場合)で	本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	0.85	60,100円 (5,009円)
基準額の方	6	本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超える方	1.00	70,700円 (5,893円)	
基準額より増額される方	7	本人が市町村民税課税で	本人の前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.10	77,700円 (6,482円)
	8		本人の前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	88,300円 (7,366円)
	9		本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	106,000円 (8,840円)
	10		本人の前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	1.70	120,200円 (10,018円)
	11		本人の前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	1.90	134,300円 (11,197円)
	12		本人の前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	2.10	148,500円 (12,375円)
	13		本人の前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.30	162,600円 (13,554円)

- ・実際に1回の納期で納めていただく保険料額は、納付回数異なる(特別徴収は6回、普通徴収は10回)ことなどから、上記の金額とは異なります。
- ・合計所得金額は、税法上の合計所得金額(収入から必要経費等を控除した額)から、譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた金額です。



仙台市高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画のあらまし

平成30年3月

発行：仙台市健康福祉局保険高齢部

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

高齢企画課

TEL 022-214-8167/FAX 022-214-8191

E-mail:fuk005130@city.sendai.jp

介護保険課

TEL 022-214-8246/FAX 022-214-4443

E-mail:fuk005170@city.sendai.jp